

だんないの道

第26号

2016年8月12日発行

発行者：NPO法人CIL だんない

代表者：美濃部裕道

連絡先：〒529-0423 滋賀県長浜市木之本町
千田681番4

TEL：0749-50-3639

E-mail：dannai@ae.auone-net.jp

代表あいさつ	・・・P1	障害者施設殺傷事件について	・・・P2
なぜ	・・・P3	ひとりの人間として、生きているんだ。生きたい。	・・・P3
相模原事件に怯まず、活動していく！	・・・P4	活動報告	・・・P5
コラム ヨリの雑記帳	・・・P6	7.31の御報告と御礼	・・・P7

代表あいさつ

「外に出るのがこわい・・・」、「自分も刺されるんじゃないか・・・」

こんな声も、私たちの仲間から聞くようになりました。私自身も、そんな恐怖にかられ、外出中にかかわらず屋内にいても、どこかでビクビクしているような気がします。7月26日に相模原市の障害者施設で起きた障害者大量殺傷事件は、私たち障害当事者の今後の生活を一変させるような出来事となりました。第二の相模原事件が起きないことを願うとともに、これ以上に優生思想が日本全体に拡大しないように、だんないとして努力し続けたいです。改めて、亡くなられた方々には、衷心よりお悔やみ申し上げます。なお、後頁に、だんないからの声明を記載しております。

そんな悲しい事件によって世間に大きな衝撃を与える中で、7月31日に開催した『滋賀に障害者差別禁止条例を創ろう集会』は、どこか重々しい雰囲気が始まりました。130名以上の参加があり、予想以上の関心の高さがうかがえました。

集会は、まず亡くなられた方々への黙とうを行いました。その後、滋賀県手をつなぐ育成会会長の崎山美智子氏、滋賀県障害福祉課課長の市川忠稔氏、長浜米原しょうがい者自立支援協議会会長の廣部智子氏によるトークリレーを行い、条例創りの進捗や状況や今後の見通し、条例への願い、論点整理などが話し合われました。

次に、参加者全員による差別事例を集めるワークショップを行いました。障害当事者の参加が多く、しかも身体障害にかたよることなく、さまざまな障害者の意見が出ました。その分、集まった事例もいろいろな分野・内容にわたり、条例創りのために有意義な時間となりました。各グループからの発表も身体障害以外の当事者が目立ち、障害種別を越えた、この集会にふさわしい光景でした。

最後は、集会アピール分が大きな拍手をもって採択されました。条例創りに向けたスタートダッシュとしては大成功だったと思います。あのような残忍な事件が起きてしまう優生思想が蔓延する社会だからこそ、真に当事者の権利が保障される条例が必要です。この力強い後押しを今後の運動に活かし、条例の実現を目指します。参加していただきました皆様に、深く感謝申し上げます。

長かった梅雨が過ぎて、猛暑はげしい夏がやってきました。近所の方々からは、キュウリやトマト、ナスなど、大きく育った夏野菜をいただきます。野菜不足のだんないには、とてもありがたいです。サラダや炒め物にして、おいしく、いただいています。料理作りでの指示介助の練習にもなっています。本当にありがとうございました。さあ、今日は何を作ろうか！

美濃部 裕道

障害者施設殺傷事件について ーだんないからの声明ー

戦後、最も凄惨で残虐と言われるレベルの事件が起きてしまった。たった一人の偏った思想を持った人間の手によって、19人もの尊い命が奪われてしまった。しかも重度障害者を中心に狙った、あまりに卑劣で計画的な犯行は、身の毛もよだつような恐怖を覚える。私たちも同じ障害者として、非常に悔しくて悲しくてならない。亡くなられた19人の方々に對し、心からお悔やみ申し上げるとともに、卑劣で残虐極まりない犯行に断固として抗議する。また、今も事件が発生した施設において生活を余儀なくされている入居者の方々のことを思うと、胸が引き剥がされるようである。

容疑者が衆議院議長に宛てた手紙には、世界平和のために障害者は安楽死させるべきとか、哀れな障害者はいなくなればいいとする残忍な考え方に基づく優生思想をうかがえる文言が並んでいた。それは、まるでナチスドイツのヒトラーがユダヤ人を大量虐殺する前の、障害者ばかりを集めてガス室に送ったときのようなのだ。そのときの状況と今の日本が重なって見えてならないのである。

日本が障害者権利条約に批准し、今年4月には障害者差別解消法が施行され、ようやく障害者が1人の人間として認められたと歓喜に沸いた矢先の出来事。私たち障害者は大きなショックに耐えない。同時に「自分も刺殺されないか」という大きな不安と恐怖にさいなまれる。「この恐怖に屈すまい。」と言い聞かせるたびに、言い聞かせる分の新しい恐怖におそわれる。そんな思いをしている障害者は少なくないだろう。

しかし、それでも私たちは生きていかなければならない。命に重いも軽いもない。この世に誕生した限りは、人間として生きる権利、生きざる義務があるはずである。「障害者は生きる価値がない、死ねばいい」などと思う人が、まだいるとすれば本当に悲しいことである。というよりも、寂しくなる。しかし、だからこそ私たち「だんない当事者」は、このような現実を直視し、そのように思う人々が1人もいなくなる社会を強く願いながら、活動に全力投球する決意を新たにしたところである。

最後に、今回の事件を起こした容疑者は絶対に許されるものではなく、強く抗議する。それとともに、このような人物を作り出すような社会システムに大きな憂慮を感じつつ、「安楽死」を是認するに等しい尊厳死の法制化に向けた流れや、その風紀を醸成する全ての動きに対しても強く抗議する。

2016年7月29日

だんない当事者職員 一同

なぜ

谷口健人

4月1日に障害者差別解消法が施行され、4ヶ月が経ちました。法律が発効すれば、すぐに全てが良くなるなんてことはあり得ないことだろうけれど、それでも、なぜ19人の方が殺され、26人の方が傷を負わされてしまったのか。なぜ今こんな事件が起こってしまったのか。『哀れな障害者なんていなくなればいい』と思ってしまった犯人、そう思わせてしまった社会、世の中って、いったい何なんや！いったいどうなってるんや…」どうしてもそんなことを思わずにはいられません。

「それでも生きていくしかない」とか「優生思想と闘おう」とか、言うしかないと思うけれど、言う度に、思う度に、言うことぐらいしかできない、できていない自分が腹立たしく、自分の無力を感じます。

駅にいて、電車の中で、人混みの中を歩いていて、「今刺されるかもしれない。今刺されたら死ぬのかな」と、ふと思ひ、体がこわばることがあります。目の前に刃物を持った人がいるとして、いったいどうすれば殺されずにすむのだろうか。目の前にいるその人に、僕らの生きる権利を叫んだところで意味はあるのだろうか。そんな、とめどのないネガティブ思考を巡らせてしまいます。

だけどそれでも、僕はそんなネガティブな思いを胸の奥に潜めながらも、生きていかなければなりません。どんな重度障害者でも、地域で自分らしく生きていけるように。今できていないのなら、これから一つずつ、少しでも生きていきやすい社会をつくっていくしかありません。届かないとしても届くと信じて、生きる権利を叫び続けるしかありません。殺されそうでも、仲間と一緒になら生きていけると信じて、自分の人生を真剣に生きるしかありません。なぜ生きるのかと問われても、かっこいいことは言えないけど、命があるから生きます。

僕は生きていきます。

ひとりの人間として、生きているんだ。生きたい。

小里 和也

7月26日、「津久井やまゆり園」で絶対に起きてはいけない、許せない、残酷な事件が起きてしまいました。相模原の事件が起きてから、会議などで何回か大阪に行く機会がありました。その時から、心のどこかで「刺されたらどうしよう・・・怖い」と思うようになり、不安になっている自分がいます。ただでさえ、私たち障害者は生きづらい社会で精一杯生きているうえに、さらに簡単に殺されてしまう社会で生きていると思うと「何でまたこんなことになってしまうんだろう。」と悔しくて仕方がありません。でも、私たちはこの事件と簡単に殺されてしまう社会と向き合い、たたかっていきます。生きていくしかありません。

この事件の犯人は決して許せませんが、それ以前に、尊厳死法案や出生前診断などの優性思想を生みだしている社会にも問題があると考えます。どんなに重い障害者で、たとえ言葉でのコミュニケーションが取れなくても、しっかりと自分の思いを伝えることも出来るし、生きていく権利、自分で人生を決めていく権利があります。自分の命を人に奪われる理由もありません。

それにもかかわらず、犯人の「障害者は哀れで生きている価値がない」という偏った思想で、この様な事件が起きてしまいました。なぜ、障害者が殺されなければいけないのか、生きていてはいけないのかと、強い怒りと悲しみでいっぱいです。絶対にこの犯人を許しません。

「回復の望みがない人を安楽死させる社会」「優秀な人間ばかりを集めて障害者を産ませない社会」が良いと思っている人が、まだたくさんいると思います。だからこそ、どんなに重い障害者で言葉が出なくても、「一人の人間として、生きているんだ。生きたい。」という思いを、これからも言葉や活動で伝え、僕は生きていきます。なぜならば、私たち障害者には生きる権利があるのだから！

相模原事件に怯まず、活動していく！

大橋

7月26日に相模原市で、残酷な事件が発生しました。この事件で、19名の方が亡くなられ、26名の方が負傷されました。改めて、亡くなられた方々には、心よりご冥福をお祈り申し上げますとともに、負傷された方々には心よりお見舞い申し上げます。

報道によると、容疑者は次のような発言をしています。

「障害者は死んでしまえばいい」「障害者を殺害したことに対し、後悔していない」

私は、この発言を聞き、言い表しようのない怒りを覚えました。「障害者の生きる権利を否定するな。障害があろうが、私たちは権利ある1人の人間なのだ」と。それと同時に「これ以上、優生思想を広めさせない」と強く思いました。

私は、CIL や障害者に関する動向・制度についてもまだまだ勉強中ですが、これからも様々な研修に行ったり、自分から積極的に調べたり資料を読んだりして多くの事を学んでいこうと思います。そして、学んだことを多くの人に伝えていけるように活動していきます。

相模原の事件以来、だんないの仲間からも「怖い」、「自分たちも狙われているのでは…」と不安の声が上がりまします。私も、大学へは電車で通学していますが、無意識に周りを気にしているかもしれません。

事件が起こる前から、外に出ることに抵抗があった人たちは今回の事件の報道を聞いて、ますます社会に不安を覚えられたことでしょう。

障害者の恐怖心を煽る（あおる）ような事件が起きてしまい、「そんな時に、外に出ることが楽しいなんて思えない」と感じる人も少なくないと思います。

だからこそ、私は相模原の事件に怯まず、様々な所に出かけたいと思います。「外に出かけることは、楽しい事なのだ。私も、外に出よう」と1人でも多くの障害者に思ってもらい、そして実際に外に出てもらいたいです。

それから、障害のある人にも、ない人にも「私たち障害者は、障害者という前に権利も意思もある1人の人間であり、命ある限り生き続ける」と伝えたいです。

今回の事件は本当にショックな出来事でしたが、これからも障害者と健常者がともに生きていける社会に変えていくんだという気持ちを持ち続け、活動していきます。

活動報告

日付	内容	参加者
7月2日	「みんなの学校」in 早稲田	頼尊
	彦根 ILP	小里
3日	北部地域障害者ネットワーク会議 in ぽてとファーム	美濃部、小里、谷口、大橋
4日	塩田さん口頭弁論 in 大阪地方裁判所	頼尊
	ビラ配り in 長浜イオン	小里、谷口、岡田
	タウンホーム打ち合わせ	小里
5日	当事者意見交換会	
6日	ぽてとファーム訪問	美濃部
7～9日	ピア・カウンセリング集中講座 in 松山市	頼尊
7日	SCIL 訪問	美濃部
8日	ピア・カウンセリング in タウンホーム	小里
	ぽてとファーム訪問	美濃部
11日	ピア・カウンセリング訪問 in タウンホーム	小里
	ひので作業所訪問	美濃部
	湖北会本部訪問	美濃部
13日	ほっとステーション訪問	美濃部
	ビラ配り in 彦根駅	頼尊、小里、谷口、岡田
14日	湖北会本部打ち合わせ	美濃部
15日	障大連学習会	頼尊
16日	アクセスマニア in 浜松	頼尊
17日	神経筋疾患ネットワーク	頼尊、小里
19日	長浜米原しょうがい者自立支援協議会サポート推進委員会 in 長浜市役所	美濃部
	企画会議	
20日	自立支援協全体会	美濃部、小里
21日	職員研修	美濃部、頼尊、小里、岡田
	成年後見講座	美濃部、谷口
22日	だんない BBQ in グリーンパーク	
25日	伊香体育館ワークショップ	美濃部
26日	ピア・カウンセリング委員会	美濃部、小里、谷口
27日	長浜米原しょうがい者支援協議会権利擁護部会	美濃部
31日	ワークショップ in 臨湖	
8月1日	当事者意見交換会	
3日	JIL 関西ブロック ヤング委員会 in メインストリーム協会	小里
5～7日	バクバク総会 in TKP ガーデンシティ	頼尊
6日	熊本震災報告	美濃部、小里、谷口、大橋
8～10日	長養実習	
9日	バリアフリー調査研修&ステッカー貼り	美濃部、小里、谷口、大橋

コラム

ヨリの雑記帳 (25)

8月。「黙祷（もくとう）」を捧げる機会が自然と増えるこの時期である。大体的場合、この「黙祷を捧（ささ）げる」という行為は、行事の中では、開式の直後に行われることが多い。ただ、ボクは最近、この黙祷の儀式に少しく疑問を持ち始めている。

なぜ、疑問に思うようになったのかといえば、先日、行事の司会者として、この黙祷の儀式を執行（しっこう）する立場に立つというご縁をいただいたからである。もちろん、黙祷という祷（いの）りの儀式に、それを執行する理由などは、くどくどと理由付けする必要があるという考え方もあるであろう。確かに、それぞれの気持ちで黙祷することにはある一定の意味はあるであろう。また、開式の直後に「黙祷の儀式」を行い、そこで故人を偲（しの）ぶことによって、一応その問題について取り組んだことになる。が、しかしである。開会行事の冒頭に黙祷の儀式をプログラム化することで、主催者側がなぜ黙祷の儀式を配置したのか、その儀式にどのような思いを込めているのかということは、あまり詳しく説明されることはない。むしろそのような主催者サイドの黙祷の儀式に込めた思いは、出席者の暗黙の了解の範疇（はんちゅう）にゆだねられてしまう。この「暗黙の了解の範疇」は、多くの場合、出席者のフィーリング（気持ち）や感性といったたぐいの受け取り方の問題となってしまうのである。つまり、儀式を執行する側に立つてものを考えたとき、「黙祷」という儀式のみが目立ってしまい、儀式に込められた主催者側の思いが伝わらず終わってしまう可能性があるのである。そのような意味において、主催者側の「黙祷を捧げるといふ思い」が、実際には捧るといふことを通して、行為そのものがある種の「儀式化」されてしまうのである。

思いがいったん儀式化されると、それは、主催者側の思いを離れて普遍化（ふへんか）され、出席者に共有化された願いとなる。つまり、「普遍化」されるところに、主催者サイドの黙祷の儀式に込めた思いや黙祷を捧げる一人ひとりの個別的な思いを超えて、黙祷を捧げる集団としての普遍化された願いとなるのである。そのようになると、黙祷を捧げる人々の個々の思いを離れて普遍化されるという意味で、祷りの主体としての当事者性が薄れてしまうのである。つまり、捧るといふ行為を行っているという「行為の主体」である自身の思いが、どこか薄れてしまうのである。

この「祷りの主体としての当事者性」が薄れると、時として祷りの内容が自分自身と一種かけ離れたものになってしまうことがある。それは、時としてセンチメンタル的（感傷的）な内容になってしまうことが少なくない。つまり、自分自身を取り巻く環境の上に起こった現実の出来事という意味での事件の当事者性を欠落させてしまい、客観化され、あたかもそれが自身と離れた他人事のように感じてしまうという危険性が内在しているのである。それは自身は事件の被害者でも加害者でもないという思いの中で、一種、物語や映画を見ているような客観的な感情を抱いてしまうのである。

世に「遺族」という言葉がある。この言葉は、一般的には遺（のこ）された親族（身内）を意味する言葉であろう。しかし、よくよく考えれば、儀式として黙祷を捧げる必要がある出来事に関しては、今を生きて、黙祷を捧げている自身を含めたすべての人々は、故人からすると遺された人々（遺族）であることは間違いない。それは、その「出来事」を受けて、これからどのように生きていくのか、その生きざまが故人から問われている人々であることに違いないであろう。このように考えると、そのような出来事を受けて、捧るといふ行為の主体である自身と離れて、まるで物語や映画でも見るような感覚で、他人事のようにその出来事を考えることはできないはずである。

つまり、本来、黙祷を捧げるといふ行為は、その偲びきれない故人を作り出した出来事を受けて、その惨劇（さんげき）を繰り返さないために、自身が何をなしていくべきかを誓う儀式であるはずだろう。そこには、センチメンタルという感傷性を一切廃（はい）したところの、捧るといふ主体的な歩みから始まる決意に基づいた歩みがなくてはならないはずではないか。そこにこそ、黙祷を捧げることによって、「祷り、誓う主体」という当事者性が誕生する瞬間であり、偲びきれない故人を作り出した出来事の広い意味での自身を含めた「遺族」が誕生する瞬間があるのである。そこにこそ、惨劇を絶対に繰り返さないといった捧りと、誓いが明確になるのではなかろうか。

ボクはそのような意味での「遺族」として黙祷を捧げたいと願うのである。

（よりたか つねのぶ）

7. 3 1 『滋賀に障害者差別禁止条例を創ろう集会』に

ご協力いただいた皆様へ

過日7月31日、『滋賀に障害者差別禁止条例を創ろう集会』が約120名の参加者の下、無事に開催することができました。これも、ひとえに『滋賀に障害者差別禁止条例を創ろう集会』ご協力いただきました皆様のおかげと深く感謝しております。

今回の大きな声は、条例創りへの強い力となり、滋賀県庁に熱い思いとして受け止めてもらえるはずです。まさに、条例創りの第一歩として、成功裏に終わったと思います。この、皆様のお力によっていただいたスタートダッシュを糧に、条例制定に向け、より一層働きかけを強めていきたいと考えます。

今後とも、私たち障害当事者の要である“私たちのことを、私たち抜きに決めないで”というスローガンを胸にとどめつつ、県民運動として滋賀県の差別禁止条例が制定されるように全力を尽くす決意を新たにしました。皆様の引き続いてのご協力をよろしくお願い申し上げます。

北部地域障害者ネットワーク メンバー一同

京都新聞

2016年(平成28年)8月1日 月曜日

滋賀 24

県差別禁止条例制定を 障害者ら実現へ議論

県に障害者差別禁止条例の制定を求めるシンポジウムが31日、長浜市港町の勤労者福祉会館(臨湖)で開かれた。約120人が参加し、条例づくりへの機運を高めた。

シンポジウムは、障害者への不当な差別的扱いを禁止した障害者差別解消法が4月に施行されたのをきっかけに、北部地域の障害者団体でつくる北部地域障害者ネットワークが主催した。冒頭、全員が相模原市の障害者施設殺害事件の犠牲者へ黙とうをさした。続いて、同ネットワーク代表の美濃部裕道さんが「障害者の権利を獲得する条例の実現を強く願う」とあいさつした。

障害者団体の関係者らによるリレートークもあり、県手をつなぐ育成会会長の嶋山美智子さんは「滋賀は福祉の県として全国に知られ、どのような条例をつくるのが注目されている」と話した。

同法が、障害者の意思に基づいて障害に応じた施設整備や案内表示の多様化といった

障害者差別禁止条例を 31日、臨湖で制定求めるシンポジウム

県に障害者差別禁止条例の制定を求めるシンポジウムが31日午後1時から、臨湖で開かれた。約120人が参加し、条例づくりへの機運を高めた。

シンポジウムは、障害者への不当な差別的扱いを禁止した障害者差別解消法が4月に施行されたのをきっかけに、北部地域の障害者団体でつくる北部地域障害者ネットワークが主催した。冒頭、全員が相模原市の障害者施設殺害事件の犠牲者へ黙とうをさした。続いて、同ネットワーク代表の美濃部裕道さんが「障害者の権利を獲得する条例の実現を強く願う」とあいさつした。

障害者団体の関係者らによるリレートークもあり、県手をつなぐ育成会会長の嶋山美智子さんは「滋賀は福祉の県として全国に知られ、どのような条例をつくるのが注目されている」と話した。

同法が、障害者の意思に基づいて障害に応じた施設整備や案内表示の多様化といった

滋賀夕刊

発行所
〒526-0033
滋賀県長浜市八幡東町245-5
滋賀夕刊新聞社
発行人 押谷洋司



NPO 法人 CIL だんない

〒529-0423

代表 美濃部裕道、副代表 市川正太

滋賀県長浜市木之本町千田681番4

事務局長 頼尊恒信、理事 横山卓馬

TEL : 0749-50-3639

URL : www.ab.auone-net.jp/~dannai

FAX : 0749-50-3961

E-mail : dannai@ae.auone-net.jp

郵便振替口座番号：ゆうちょ銀行木之本支店 00940-2-209115

加入者名 : NPO 法人 CIL だんない